

草津市ネーミングライツ 導入指針

令和5年 月 総合政策部 経営戦略課

目次

1	趣旨	1
2	ネーミングライツの概要	3
3	ネーミングライツ導入の効果	3
4	導入対象	3
5	愛称付与の要件	4
6	導入事務の流れ	4
7	募集要項	5
8	応募資格	5
9	契約期間	7
10	ネーミングライツ料	7
11	ネーミングライツパートナーの選定方法	7
12	ネーミングライツパートナーの決定・公表	7
13	応募がなかった場合の取扱い	7
14	契約の締結	8
15	ネーミングライツパートナーに対する特典	8
16	費用負担の考え方（基本）	8
17	契約の解除	8
18	ネーミングライツの継続について（契約期間の満了）	9
19	その他	9
20	適用時期	9
	別紙1（ネーミングライツ導入のフロー図）	10
	参考様式	11
	ネーミングライツパートナー審査基準（例）	17

1 趣旨

令和3年3月に策定した「草津市行政経営改革プラン」（令和3年度～令和6年度）では、経営的な視点をこれまで以上に重視し、限られた経営資源の中で、時代の変化に対応した最適な行政サービスを実現できるよう、「目指す成果」の達成に向けて「改革に向けた実施計画(アクション・プラン)」を策定し、経営改革を進めることとしており、そのひとつに「新たな財源の確保」を掲げ、取組を進めているところです。

また、令和4年10月に策定した「第2期草津市財政規律ガイドライン」（令和5年度～令和14年度）では、各種指標の遵守および目標達成に向けた取組を推進することにより、財政規律の確保を図り、健全な財政運営を維持していくことを目的としており、取組項目に「新たな財源の確保」を掲げ、より一層の歳入確保に向け、本市に適した新たな財源確保の実現に取り組もうとしています。

本指針は、近年、他の自治体でも積極的に取組を進めているネーミングライツについて、本市においても積極的に活用することを目的として策定したものです。

ネーミングライツの募集は、本指針や草津市屋外広告物条例等に従って、各公共施設の所管部局が募集要項を作成し、実施するものとします。

【草津市行政経営改革プラン 抜粋】

実施項目	⑪新たな財源の確保	担当課	経営戦略課
		関係課	財政課、各課
目指す姿 (R6)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源の確保をめざして、他の自治体の先進事例の把握や民間等からの提案を受け付けるなど様々な手法を研究し、知見やネットワークを蓄積しています。 ・財源確保の知見を踏まえ、本市における実現可能性を検証したうえで、戦略的かつ効率的な確保策を導入しています。 ・プロジェクトチーム方式の活用等により、職員の財源確保に対する意識が向上し、全庁的に新たな財源の確保が行われています。 		
実施内容	<p>プロジェクトチーム方式の活用や他市町、民間等での事例を参考に、クラウドファンディングの活用など、新たな財源確保について調査・研究を行います。本市における実現可能性を検証し、検証結果に基づき、新たな財源を確保します。</p> <p>全庁的な財源確保への取組を進めていくため、各所属が作成する啓発物(パンフレット、冊子等)については、企業広告等を活用した作成を検討するとともに、公共施設でのネーミングライツの実施、デジタルサイネージの設置を検討します。</p>		
目標指標 (R3~R6)	新たな財源確保数	現状	—
		目標	3件

【第2期草津市財政規律ガイドライン（財政運営指針） 抜粋】

⑨新たな財源の確保

国庫支出金をはじめとする依存財源の確保については、事業を計画的に進める上で重要であり、補助金等の満額獲得へ向け、これまでも国県等に要望を行ってきたところです。引き続き、情報収集を行いながら要望活動を行う一方で、国の財政状況からも、これらの依存財源の見通しが不透明であることに加え、「自立」し、「自律」した自治体経営を目指すためには、可能な限り自主財源を中心とした財政構造とすることが必要です。

本市では、これまで、ふるさと納税の推進をはじめ、ネーミングライツやクラウドファンディング、市ホームページやデジタルサイネージでの広告収入、未利用財産の積極的な処分など、様々な取組を進めてきましたが、引き続き、先進市の取組事例等を参考に、本市に適した新たな財源確保の実現を検証していきます。また、ネーミングライツやクラウドファンディングについては、取組をはじめて年数が浅く、事例も少ないことから、全庁的な取組に広げるよう、内部のルールを定め、戦略的かつ効率的な財源確保を図ります。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、市の施設等に企業名や商品名等を含む愛称を付ける権利（命名権）のことです。市は、ネーミングライツを取得した企業等（ネーミングライツパートナー）から対価（ネーミングライツ料）を得て、維持管理や施設の魅力向上に向けた施策等に役立てます。

3 ネーミングライツ導入の効果

(1) ネーミングライツパートナー

- ①認知度向上やPR効果、事業活動の促進
- ②地域の活性化に貢献（CSR）等

※CSRとは：Corporate Social Responsibilityの略。

企業が社会的責任として、地域や社会に貢献することを指します。

(2) 草津市

- ①財源の確保や公共施設・事業の持続的な運営
- ②民間の知恵やノウハウの活用による施策や施設の魅力向上

4 導入対象

文化施設、スポーツ施設、観光施設、道路、公園、そのほかの公共施設およびそれらの一部等とします。

これらのうち、実際に対象とする公共施設は、広告媒体としての価値（広告効果）や導入効果を見定め、検討するものとします。

<対象が想定されるもの>

- ・不特定多数の市民等が利用し、相当の利用者数がある、もしくは見込まれるもの
- ・年間を通じてイベント等が開催されている、メディアへの露出が相当程度ある、もしくは見込まれるもの
- ・上記のほか、ネーミングライツの導入効果が見込まれると考えられる公共施設

<対象外とすべきもの>

- ・ネーミングライツの導入によって得られる対価、メリットに比べ、導入に係る経費が多くなる場合など、広告媒体としての価値に見合わないもの
- ・市役所や学校等、公共施設の性格上、愛称を付するのが適当でない判断されるもの
- ・上記のほか、施設名称の設定に特段の経緯があるもの※

※ネーミングライツ以外の手法により、既に愛称が付けられている公共施設については、原則、対象外としますが、民間事業者等から導入の提案があった場合は、検討を行うこととします。

5 愛称付与の要件

- ・公共施設については、「愛称」の付与により条例等で定める施設の本来の名称を変更するものではなく、施設の所有権、経営等には影響を与えないものとします。
- ・ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとします。
- ・愛称は、市民や公共施設の利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとします。
- ・市は、シティセールスの観点等から、必要に応じて特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項に設定できることとします。
- ・施設の利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記する等の措置を講じる場合があります。
- ・原則として、契約期間中の愛称の変更はできません。
- ・その他、草津市屋外広告物条例に反しないものとします。

6 導入事務の流れ

下記の流れで各所管部局が行うこととします。(フロー図は、「別紙1」のとおり)

- (1) 募集要項(条件)の作成
- (2) 議会への報告
- (3) ネーミングライツパートナーの募集
- (4) 審査委員会による審査(優先交渉権者の決定)
- (5) 優先交渉権者との協議
- (6) ネーミングライツパートナーの決定
- (7) 議会への報告
- (8) 契約の締結
- (9) 表示等の変更・周知
- (10) 愛称の使用開始

7 募集要項

対象公共施設の所管部局は、募集方法、目安となるネーミングライツ料、愛称の条件、応募資格、応募手続き、選定方法、選定基準、その他必要な事項について検討し、募集要項を作成します。

(募集要項作成における留意点)

- ・経営戦略課と事前協議を行ってください。
- ・応募者にとっては、応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、募集開始から募集受付終了まで、原則として3か月以上の期間を確保してください。
- ・応募者が施設の広告価値を判断し、ネーミングライツパートナーとしてのイメージやメリット等を描き、応募について検討できるようにするため、募集要項において施設の価値や魅力等を適切に表現するとともに、質問受付期間を設けるようにしてください。
- ・周知期間（看板の設置期間等）を十分確保できるよう、5か月程度の期間を確保してください。
- ・応募に係る申込書等の様式例については、11ページ目以降を参考にしてください。

8 応募資格

おおむね次の(1)から(2)の条件を満たす者とし、施設の特性や実情等を考慮し、これ以外の事項についても必要に応じ、募集要項で規定します。

(1) 法人、その他の団体もしくはそれらにより構成されたグループ（以下、「法人等」という。）であって、次の要件を満たす者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品関係指名等停止基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ④ 草津市税等を滞納していないこと。（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む）
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
(ア) 役員等（応募者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この

号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められること。

(イ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

(ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

(オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 以下の業種および事業者に該当しない者

- ① 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業およびそれに類似する業種。
- ② 貸金業の規則等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む事業者。
- ③ ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじに係るものを除く。
- ④ エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種。
- ⑤ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する通信販売、訪問販売を行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- ⑥ 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者。
- ⑦ 探偵社、身元調査会社等の業種。
- ⑧ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者。
- ⑨ 草津市が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者。
- ⑩ 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧または暴力団員を利用するなどしている事業者および暴力団の維持、運営に協力し、または関与している事業者。
- ⑪ その他市の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者。

9 契約期間

原則、3年～5年とし、公共施設の特性や管理・運営形態等に応じて決定することとします。また、導入開始時期についても、指定管理期間を考慮するなど、公共施設の特性や管理・運営形態等に応じて決定します。なお、期間の設定に当たっては、最低期間を公表して募集することも可とします。

10 ネーミングライツ料

当該公共施設の維持管理費、事業等の必要経費や利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度、他自治体における類似事例等を参考に、広告媒体としての価値を総合的に検討し、ネーミングライツ料を設定することとします。

なお、設定に当たっては、メディアに取り上げられる頻度等を考慮するため、年度ごとの金額が、一律の金額であることを問いません。また、最低希望金額を公表して募集することも可とします。支払方法については、年度ごとの支払に限らず、契約期間中の総額について、一括払も可とします。

11 ネーミングライツパートナーの選定方法

企画提案の公募を行い、優先交渉権者を決定します。

公募に当たっては、市のホームページ等に掲載するほか、報道機関への情報提供を行うこととします。

応募者の提案に対して、原則、所管部局が設置する内部の審査委員会において審査を行い、各委員が審査基準に沿って審査し、優先交渉権者を決定します。審査の際、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを開催します。

また、審査は、ネーミングライツ料の多寡のみによるものではなく、別紙「ネーミングライツパートナー審査基準（例）」を参考に総合的に判断します。

12 ネーミングライツパートナーの決定・公表

優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行い、協議が整わなかった場合は、次点順位の応募者と順次協議を行うこととします。

契約条件について合意が整えば、ネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツパートナー名、愛称、ネーミングライツ料、契約期間、その他双方が協議して合意した内容等について、市ホームページ等や報道機関へ情報提供することにより公表します。

13 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合、所管部局は募集要件を見直し、再度募集するか、募集の中止を検討することとします。

1.4 契約の締結

ネーミングライツパートナー決定後、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

また、契約を締結したネーミングライツパートナーは、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、次回契約の優先交渉権者となることができます。その際は、応募時の提出書類に準じた資料のうち、変更があった部分および市が確認を必要とする資料等の提出を求めるとします。

1.5 ネーミングライツパートナーに対する特典

ネーミングライツパートナーからの提案や希望などがあった場合は、ネーミングライツ以外の特典や優先して対応する内容等を付与することを検討します。

特典を検討する際は、愛称の普及だけではなく、企業名やロゴを紹介する機会等について検討するとともに、施設の魅力向上や、市民サービス向上の視点から付随的な効果を高める工夫を行うことなどに努めるものとします。

1.6 費用負担の考え方（基本）

費用負担の考え方の基本は、次のとおりとします。

費用負担の区分	草津市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の表示の変更（看板・標識等）		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
市の印刷物やホームページの表示変更	○	

（留意事項）

- 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関、ネーミングライツパートナーが協議の上、変更可能なものについて表示の変更を行うこととします。また、新たに看板等を設置する場合は、設置の可否も含めて協議することとします。
- 市の印刷物（パンフレットや封筒等）については、残部数や切替時期等を考慮し、協議の上、決定することとします。

※詳細は募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書等において定めます。

1.7 契約の解除

ネーミングライツパートナーの決定後、申込内容や提案内容において、虚偽や事実と異なる内容等が判明したときや、ネーミングライツパートナーの要件を欠くこととなったとき、要件を欠くことが明らかになった場合および社会的信用を損なう行為等により市や施設のイメージが損なわれるおそれがある場合等、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は決定の取消または契約の解除をすることができることとします。

この場合に、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

18 ネーミングライツの継続について（契約期間の満了）

市は、契約期間満了年度の前年度までに、当該公共施設について、ネーミングライツの継続実施を判断することとします。

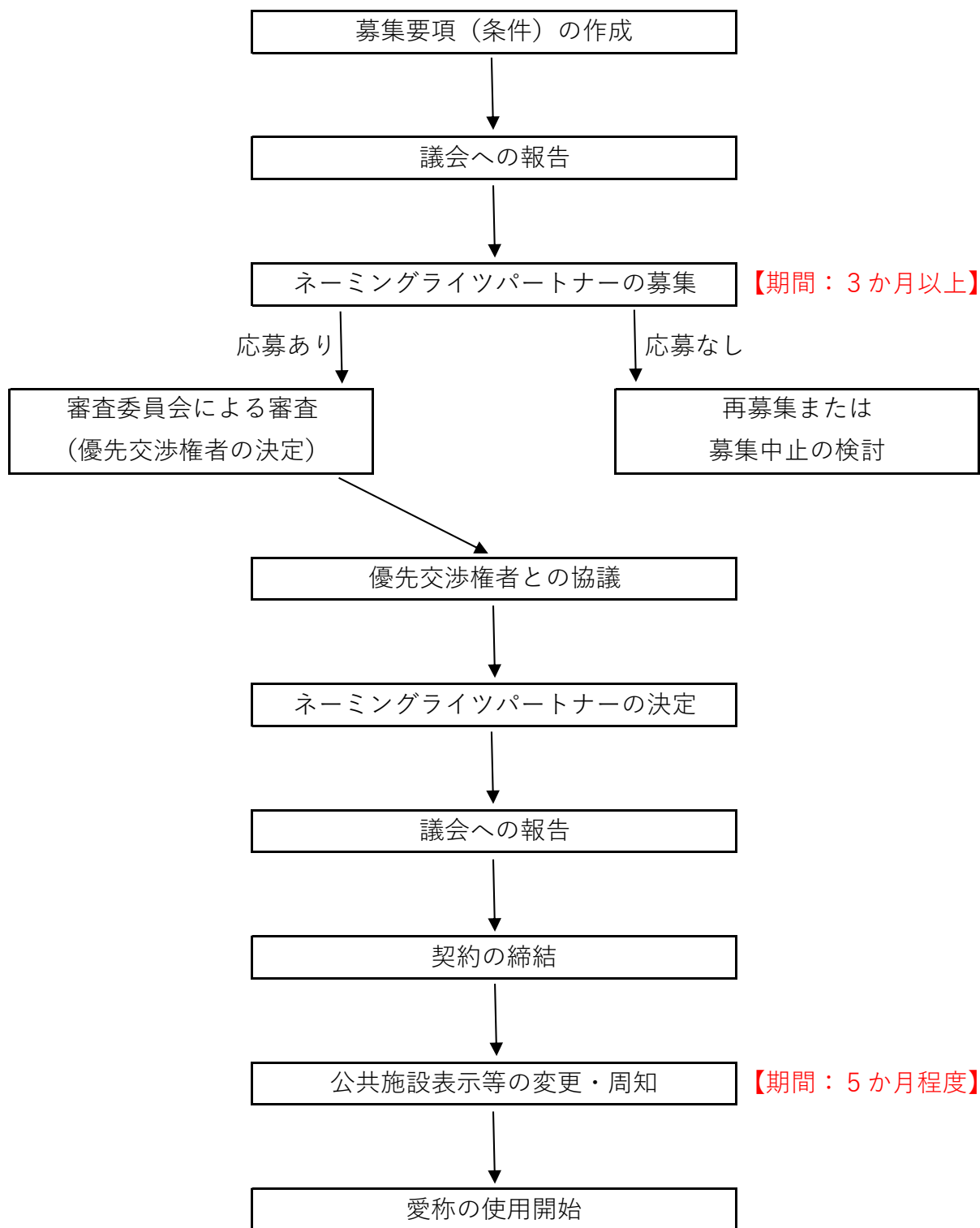
19 その他

- ・本指針は、草津市総合政策部経営戦略課が所管し、ネーミングライツの運用状況およびその他の状況等に応じ、適宜、見直しをすることとします。
- ・ネーミングライツに関することで、本指針に基づき実施が困難であると判断されるものについての取扱いは、別途、協議により対応します。

20 適用時期

本指針は、令和5年 月 日から施行します。

ネーミングライツ導入のフロー図



(参考様式1)

令和 年 月 日

草津市長 様

法人等名
 所在地
 代表者名 印

(上記代理人)
 法人名
 所在地
 代表者名 印

「〇〇〇」ネーミングライツ契約者申込書
 「〇〇〇」ネーミングライツ契約者募集要項に基づき、下記のとおり応募します。

応 募 施 設	
愛 称 (案)	(ふりがな)
愛称(案)の提案理由 (愛称(案)に対する考え方等)	
ネーミングライツ料	年額 円 (消費税および地方消費税含む)
応 募 理 由 (期待される効果等)	

応 募 形 態	単 独	グ ル ー プ	グループ応募で代表企業または団体の場合、右欄に○を記載
業 種			
業 務 内 容			
担 当	担当者役職・氏名		
	部 署		
	連 絡 先	電話番号：	F A X：
		E-mail：	

- 〈添付書類〉
- 委任状(様式2) ※代理人が応募する場合
 - 定款、寄附行為その他これらに類するもの
 - 法人および団体等の概要および直近の会計年度の事業計画書
 - 直近3カ年の決算報告書類
 - 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
 - 草津市税等に未納がないことを証する書類(直近1年度分)
 - 印鑑証明書
 - 誓約書(様式3)
 - 施設の魅力向上や市民サービスを高めるための提案等について(様式4)
 - 地域社会への貢献等について(様式5)

※申込書は2部(正本1部、副本1部(コピー可))、添付書類は各1部提出してください。

※添付書類について、グループ応募の場合は、構成するすべての法人その他団体について提出してください。

(参考様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

草津市長 様

(委任者)

法人等名

所在地

代表者名

私は、下記の者を代理人と認め、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、「〇〇〇」ネーミングライツに関する次の事項について権限を委任します。

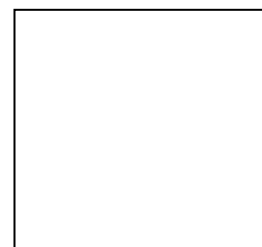
1 受任者（代理人）

(受任者使用印鑑)

法人名

所在地

代表者名



2 委任事項

(参考様式3)

誓 約 書

令和 年 月 日

草津市長 様

法人等名
所在地
代表者名

「〇〇〇」ネーミングライツ契約者の応募に当たり、下記事項について誓約します。
これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4につき貴市が必要と判断する場合は、貴市が滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「〇〇〇」ネーミングライツ契約者の応募資格要件をすべて満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽または不正はありません。
- 3 草津市税等の未納はありません。
- 4 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 4の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等ではありません。

(参考様式4)

施設の魅力向上や市民サービスを高めるための提案等について

法人等名

ネーミングライツパートナー選定の資料とさせていただきますので、導入に伴い、施設の魅力向上や、市民サービスを高めるための提案を御記入ください。

※資料等があれば添付してください。

※ネーミングライツパートナーとして契約した際は、当該提案について検討を行います。実施しない場合があることに留意してください。

(参考様式5)

地域社会への貢献等について

法人等名

ネーミングライツ契約者選定の資料とさせていただきますので、貴社のPRや地域貢献等に対する支援の実績、今後の計画、ネーミングライツ取得への熱意等について御記入ください。

- (例)・地域貢献やカーボンニュートラル等に関するビジョンや取組
- ・他施設でのネーミングライツ契約実績
 - ・ネーミングライツへの熱意等

※資料等があれば添付してください。

(参考様式6)

「〇〇〇」ネーミングライツ契約者募集に係る質問票

令和 年 月 日

質 問 内 容		
連 絡 先	法 人 等 名	
	所 在 地	
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X	
	E - m a i l	

ネーミングライツパートナー審査基準（例）

1 選定委員会

ネーミングライツに係る選定委員会を設置する場合は、以下の例を参考に、庁内の関係部長級の職員で構成される委員を選任するものとします。

（委員構成の例）

委員長 ○○部長（所管部署）

委員 総合政策部長

委員 総合政策部理事

委員 総務部長

委員 ○○部長

委員 ○○部長…

2 外部有識者等の意見の聴取について

審査に係る専門性および客観性等を補完するため、選定委員会の開催に先立ち、必要に応じて外部有識者等から意見を聴取するものとし、この取扱いは、応募が1者の場合も同様とします。

（意見聴取先の例）

相手方	聴取のポイント
税理士、公認会計士	応募者の財務状況
指定管理者	施設管理者としての意見
利用者団体、関係団体	利用者、関係者意見
学識経験者	地域貢献の評価等

3 審査基準について

（1）応募資格等審査

応募資格や提案された愛称案等が、募集要項の条件を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を選定委員会に報告することとします。選定委員会は、その結果を踏まえて審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、選定対象外とします。

（2）審査の考え方

- ・選定委員は、（1）の応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、（3）「審査項目、審査ポイントおよび配点」の審査項目に基づいて得点化し、最高得点をつけた委員数が最も多い応募者を優先交渉権者として選定します。ただし、優先交渉権者として選定されるための最低基準は、審査項目の合計点数の6割とし、最低基準に満たない場合は失格

とします。

- ・最高得点をつけた委員数が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者とします。
- ・合算した得点と同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツの対価」の得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。

(3) 審査項目、審査ポイントおよび配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	市民にとって愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合等	20
経営の安定性	応募者のネーミングライツ料の支払能力、財務状況から判断した経営の安定性等	10
提案内容	施設の魅力や利便性、市民サービスを高めるための提案があるか、提案内容の具体性、実現可能性等	10
地域貢献等	地域貢献や〇〇の振興等に対する理念、活動実績 今後の計画等	10
ネーミング ライツ料	応募金額の妥当性、相対評価	40
契約期間	契約期間の妥当性、相対評価	10
合計		100

(4) 評価方法

審査項目	評価方法
愛称案	(3) 「審査項目、審査ポイントおよび配点」について、(5) 「得点の判断基準」により評価ランクを判断し、得点化する。
経営の安定性	
提案内容	
地域貢献等	
ネーミングライツ料	<p>① 応募金額（年額）が最高である者を1位として、満点の40点を付与する。</p> <p>② ①以外の応募金額の場合は、1位の金額（最高応募金額）を用いて、下記により算出する。</p> <p>③ 応募が1者のみの場合で、応募金額が市希望金額未満の場合は、最高応募金額を市希望金額に置き換えて算出する。 (算定式) 得点 = 40点 × 当該応募金額 / 最高応募金額 ※ 端数がある場合は、小数点以下第一位を四捨五入する。</p>
契約期間	<p>① 市の希望する契約期間とおりの提案であった場合は、満点の10点を付与する。</p> <p>② ①以外の契約期間による提案があった場合は、下記により算出することとし、10点を超える場合は、10点とする。 (算定式) 10点 × (提案契約期間 / 市希望契約期間) ※ 端数がある場合は、小数点以下第一位を四捨五入する。</p>

(5) 得点の判断基準

評価の判断基準	評価	得点(20)	得点(10)
審査ポイントが優れている	A	20	10
審査ポイントがやや優れている	B	15	8
審査ポイントが標準的である	C	10	5
審査ポイントがやや劣っている	D	5	3
審査ポイントが劣っている	E	0	0



草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

電話 : 077-561-6544(直通) FAX : 077-561-2489

E-mail : keiei@city.kusatsu.lg.jp